

大阪府自治制度研究会設置要綱

(目的)

第1条 地方自治法の抜本改正の検討、地方政府基本法の制定に向けて、大阪から新たな自治制度を提案すべく、大都市制度のあり方について調査・研究を行うため、「大阪府自治制度研究会」（以下、「研究会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 研究会は、次の事項について調査・研究を行う。

- (1) 大阪における自治制度を取り巻く課題
- (2) 広域自治体と基礎自治体の役割分担
- (3) 大都市制度のあり方

(構成)

第3条 研究会は別表に掲げる学識経験者をもって構成する。

- 2 研究会に座長を置き、メンバーの中から互選する。
- 3 座長は、必要に応じてメンバー以外のものを研究会に出席させることができる。
- 4 座長に事故あるとき又は不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第4条 研究会の庶務は、政策企画部地域主権課において行う。

(会議の公開)

第5条 会議は公開とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月13日から施行する。

(別表)

大阪府自治制度研究会 委員名簿

氏名	現職
青山 彰久	読売新聞東京本社編集委員
赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授
金井 利之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
高林 喜久生	関西学院大学経済学部教授
新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授

(敬称略・50音順)